



[南砺市不動産バンクの設置について]

南砺市における不動産の有効活用を通して地域の活性化を図るため、不動産バンクを設置します。

■ 内容説明

令和6年度まで、空き家については南砺で暮らしません課、空き店舗、空き工場については商工企業立地課で、それぞれ売買・賃貸等を希望する所有者等から申込みを受け付けていましたが、今後は「南砺市不動産バンク」として、受付窓口を一本化（南砺で暮らしません課）します。

また、一般住宅用宅地のほか、行革・施設管理課が所管の市有財産の売却物件も不動産バンクの情報として取り扱います。

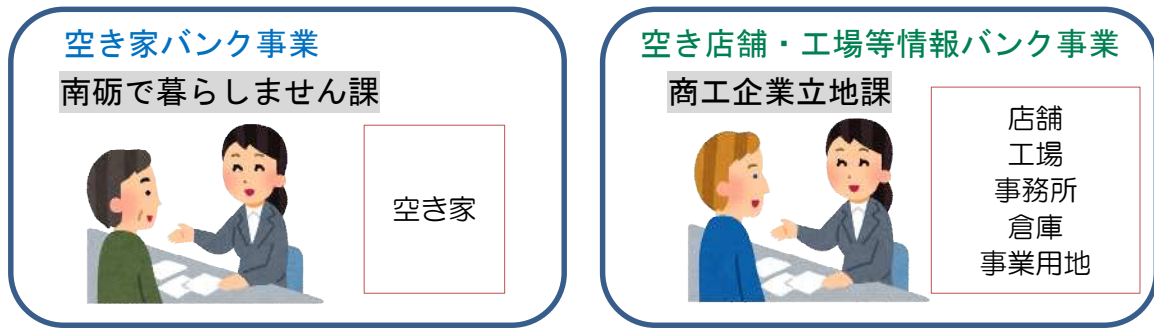
登録できる不動産

- ・住宅、一般住宅用宅地、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物およびその敷地
- ・空き地（宅地または雑種地に限る）

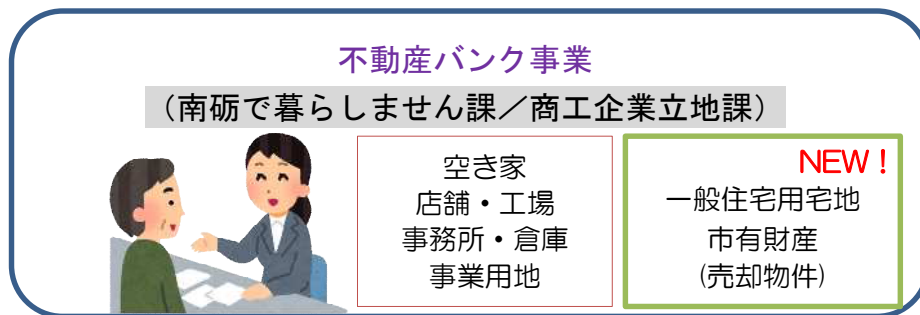
なお、空き家、空き店舗、空き工場、空き地等の利活用については南砺で暮らしません課、商工企業立地課で補助制度があります。

- | | |
|------------|--------------------|
| 南砺で暮らしません課 | ・不動産バンク活用促進事業補助金 |
| 商工企業立地課 | ・空き家・空き店舗利用促進事業補助金 |
| | ・起業家育成支援事業補助金 |
| | ・企業立地助成金 |
| | ・観光産業施設立地促進助成金 |

【これまで】



【これから】



【南砺市不動産バンクの流れ】

①不動産バンクへの物件登録

登録したい所有者

→ 市（南砺で暮らしません課）



②市の HP に不動産情報が掲載



④所有者と利用者と契約



③不動産バンクへの利用登録

登録物件を利用したい方

→ 市（南砺で暮らしません課）



⑤市の HP に取引成立情報が掲載



